



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和5年度第2回正副会長・支部長会議を開催

当連盟は、8月28日(月)、令和5年度第2回の正副会長・支部長会議を対面会議とウェブ会議を併用して開催した。会議には正副会長・支部長10名が出席。また、林野庁からは、石田良行木材産業課長、同課永島留美流通班担当課長補佐、業務課間島重道企画官にご出席頂いた。会議は、守屋長光会長から「副会長・支部長の皆様にご出席いただき、また林野庁からも石田課長はじめご出席いただき感謝申し上げます。本日は林野庁の方々から行政の情報提供をいただき意見交換できる貴重な機会。また各地の市況・業況についても情報交換していただき。本日の会議が有意義なものとなることを期待する。」等の挨拶があり、行政の動き、市況動向、インボイスへの対応等について議論された。



守屋会長挨拶

1. 林野庁からの情報提供
○石田良行木材産業課長のご挨拶と情報提供
全市連の皆様におかれましては、日頃より森林・林業・木材産業行政の推進に御理解と御協力をいただき、とりわけ我が国の木材流通に重要な役割を担うとともに原木及び木材製品の安定供給に大きく貢献いただいていることに、御礼申し上げます。

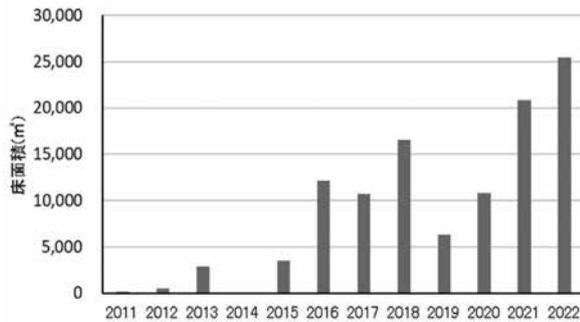
(1) JAS製材にかかる周辺状況
人口減少により住宅着工戸数の長期的な減少が予測される一方、企業の環境貢献の観点はもとより、近年建物により高い断熱性能が求められる中、木造に注目が集まっている。こうした中、令和4年の建築基準法、建築物省エネ法の改正等により、木造建築物において構造計算が求められる範囲が拡大する見込み。(2



石田課長挨拶

0.25年4月施行見込み)。また、元々構造計算を必要とする中高層建築物も着工床面積が年々増加している。これらにはJAS構造材が強く求められるところ、製材の国内流通量1,392万㎡に対し、格付量は144万㎡と、JAS製材の格付率はまだ1割程度と低い位であり、JAS製材を安定供給していくことが課題となっている。このため、木材加工流通施設等の整備やJAS構造材実証事業等各般の施策を講じているところであり、貴連盟の皆様にもご協力をお願いする。

着工した中高層木造建築物の床面積の推移



資料：国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁作成。注：新築のみ(増築及び改築を含まない)。

(2) 花粉症対策
5月30日に「花粉症に関する関係関係会議」において「花粉症対策の全体像」がとりまとめられ、政府一丸となって「発生源対策」などを速やかに実行していくことが決定された。このうち花粉発生源対策関係の概要は次のとおり。

〔目標〕
10年後までに花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させることを目指す。

〔対策〕
・スギ人工林の伐採・植替え等の加速化
↓スギ人工林の伐採を約5万ha/年(10年後)約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進
・スギ材需要の拡大
↓住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等

↓需要を1,240万㎡(10年後)1,710万㎡(470万㎡増)に拡大
・花粉の少ない苗木の生産拡大
↓10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合をスギ苗木全体の9割以上に引上げ
・林業の生産性向上及び労働力の確保
↓生産性向上を図りつつ、10年後においても、現在と同程度の労働力を確保

花粉症対策を進めるに当たっては、資源の持続的な循環利用の確立を図ることが重要と考えている。
伐採・植え替えが進めば原木供給も増加することになる。木材需要拡大をはじめとした具体的な政策について今年の冬に関係省庁とともに「林業活性化・木材利用推進パッケージ」としてお示しできるように検討を進めているところ。

(3) 物流の2024問題
現在物流の殆どをトラック輸送が担っており、原木・木材製品も然り。原木運送を業務とする418事業者を対象に平成29年度に実施したアンケートでは、運

転手の過不足の状況について、「運転手数が不足」が61%、「運転手数が過不足無し」が38%。年間取扱量が多い事業者の不足感が強い傾向。

こうした中、トラックドライバーの長時間労働は正のため、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用。物流効率化に取り組みなかった場合、労働力不足による物流需給がさらに逼迫するおそれがあり、コロナ前の2019年比で最大14.2%(4.0億トン)の輸送能力不足が起こると試算されている。(物流の2024年問題)

この問題に対処するため、本年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が開催され、「物流革新に向けた政策パッケージ」が策定された。この中で、商慣行の見直しとして、

- ・荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減(荷待ち、荷役時間の削減等)に向けた規制措置等の導入(物流負荷の軽減に向けた計画作成や実施状況の報告)
- ・物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制措置等の導入(台帳作成等)

- ・物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組み(契約の電子化・書面化)
 - ・荷主・消費者の行動変容として、荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入(荷主企業役員クラスに物流管理の責任者を配置することを義務づけ)
- 等が掲げられており、2024年通常

国会への関連法案の提出が検討されている。

政策パッケージにおいては規制措置の導入を前提として、既に一部の企業に自主行動計画の作成・公表が進められているが、これは貨物輸送量が年間3,000万トンキロ以上の着荷主事業者が対象であるので、現在のところ木材市場関係では適用されない。ただし、前述のとおり、規制措置の対象について検討中であるため、引き続き情報収集し、機会を捉えて皆様に提供していく考えであり、皆様からも懸念点等があればお知らせいただきたい。

○間島重道業務課企画官のご挨拶と情報提供

全市連の皆様におかれましては、日頃より国有林野事業の推進にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。国産材の安定供給体制を構築し、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造を構築するため、国有林野事業においても、計画的・安定的な国有林材の供給に努めるとともに、需要が急激に変動した場合には、国有林材供給調整検討委員会の有識者等の意見や、地域の原木需給の動向を踏まえ、必要に応じて国有林材の供給調整に取り組んでいくところ。

今年度の国有林材の販売量は、素材販売が325万㎡(令和4年度307万㎡)、うちシステム販売が208万㎡(同197万㎡)。立木販売量は401万㎡(同390万㎡)を予定している。

国有林野事業における立木販売について、全局統一の入札金額等の入札結果と物件情報(樹材種、胸高直径、本数、

材積、品質、位置情報等)を一体として公表することとした。これまでは各局で区々だった対応を統一したもので、民有林における立木取引の参考となる情報を提供する。本年4月以降の入札結果等が翌月に本庁・各局のホームページにおいて公表されているのでご覧いただきたい。

また、委託販売におけるインボイスの対応についても安心して国有林材を購入いただけるよう調整しているところである。

2. 最近の業務・情勢報告

事務局から、①林野庁補助事業の実施状況、②本年度の木材アドバイザー養成講習会の日程、③林野庁への政策提言案、④令和6年度林業木材産業関係税制及び金融についての要望等、⑤創立70周年「全市連のあゆみ」原稿、⑥改正クリーンウッド法関係について説明・報告し、了承された。

3. 各支部の木材需給・市況動向の報告

事前に各支部から提供された木材需給・市況の動向の資料をもとに、最近の住宅着工の状況、丸太・製品等の荷動き、価格の動向、問屋と買い方の対応、山側での出材の状況、外材入荷と在庫の状況等について情報・意見交換が行われた。

4. 次期理事会

次期理事会は、令和5年11月20日(月)に東京にて開催することが決定された。

■林野庁長官、次長、林政部長、国有林野部長を表敬

令和5年8月28日(月)、正副会長・支部長会議開催後に守屋長光会長、副会

長、支部長等7名が林野庁を訪れ、青山久林野庁長官、小坂善太郎次長、谷村栄二林政部長、橘政行国有林野部長等の幹部を表敬訪問し、「政策提言」を手交して親しく懇談させていただいた。「政策提言」では、経済対策、住宅取得への支援、脱炭素への貢献を踏まえた住宅への木材利用促進、公共建築物や非



青山長官表敬



小坂次長表敬

住宅分野への木の良さを伝える構法の普及や優良材等による内装木質化の促進、大径材の価値を高めるための技術開発・普及、木材市場のストック機能や需給調整機能の強化、流通の効率化・省エネ化への支援、森林整備・素材生産・木材加工流通業の担い手育成、中小事業者も含めた国産材の安定供給体制を構築、再造林の促進や若者の安定雇用が可能となる木材価格の実現、山元への利益還元への拡大、持続性の確保された国産材の適正な価格意識の醸成、物流の2024年問題に対応、災害時の被災地への木材供給システムの構築、需要動向を踏まえた適宜・適切な国産材の生産・販売、軽油引取税の免税措置の延長、インボイス制度の円滑な導入に向けた支援、改正クリーニング法の施行にあたり小規模・頻繁な取引等の実態に即しこれまでの取組を活かした合法性確認、JAS製材品等の普及・利用拡大対策等。

■木曽官材市売協同組合 第56回木材まつり開催

木曽官材市売協同組合(木曽郡上松町)は、7月29日、「第56回木材まつり」を開催した。木曽ひのきの製品をせり売りする年間を通じて最大規模のイベントで、市には全国から製材業者等約100人の買い手が集まり活発な競りが行われた。最高値は、桎盤(4・7m×24・0cm×23・5cm)の650万円/m²と板(3・2m×68・0cm×6・0cm)の470万円/m²。出品材450m²のうち販売材積は130m²(前年比72%)、総売上額は5,200万円(同100%)、平均単価400千円/m²(同138%)となった。



競りの様子

■インボイス制度への対応について

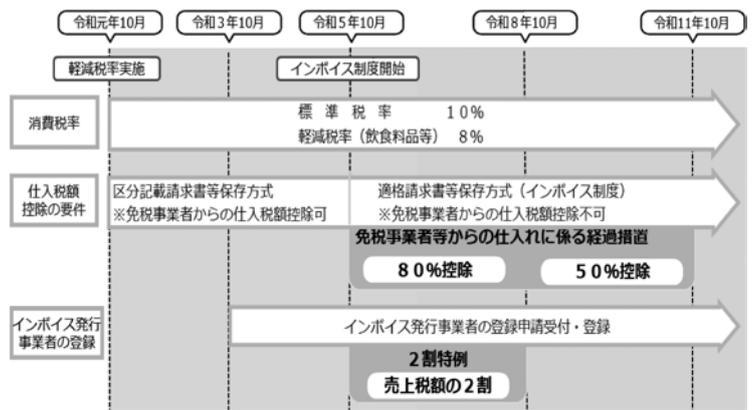
インボイス制度(資格請求書等保存方式)が10月1日から開始されます。導入準備の一助となるよう参考情報を掲載いたします。

1. インボイス制度のスケジュール及び経過措置

制度開始日(令和5年10月1日)からインボイス発行事業者となるためには、令和5年9月30日までに登録申請書を出す必要があります。(登録通知が届くまで一定期間を要するため、登録を受ける事をお決めの方は、お早めの申請をおすすめします)

インボイス制度の開始後6年間(令和11年9月30日まで)は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の割合で仕入税額控除ができる

インボイス制度のスケジュールと経過措置



2. インボイス制度への対応

- 経過措置が設けられています(図)
- ① 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- ② 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ③ 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることに影響(※1・2)を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい。

その際、一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りは、独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用)となるおそれがあります。また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているの織り込まれる必要があります。

※1 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています(図)。

※2 課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、税込1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられています。

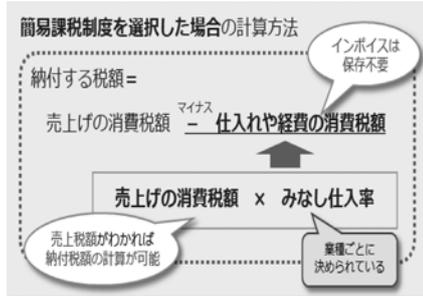
＜売り先との関係＞

- ① インボイス発行事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率(8%、10%)、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。
- 簡易課税事業者の場合(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択できます。売上税額から消費税の納税額を計算します。)
- ＜仕入先との関係＞
特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要があります。

〈売り先の関係〉
課税事業者の場合の①～③と同じ。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%



消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算、インボイスの保存が不要となり、事務負担の軽減を図ることができます！

(注) 簡易課税制度の適用には、事前の届出書の提出と、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。

○免税事業者の場合
〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

〈売り先の関係〉

- ① インボイスを発行できません。
- ② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、森林組合、農協、事業協同組合等への委託販売を行う場合（組合員が無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託するものに限

ります（※1）、卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売を行う場合（中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限りません）は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

※1 原木市場等では、一般的に、それぞれの極に含まれる出荷者の材の数量が把握でき、出荷者ごとの材の数量と極ごとの単価により精算されますが、このような精算方法は共同計算方式には当たりません。

③ 売り先が簡易課税制度を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため（※2・3）、売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい。なお、今後の経営発展等を考えて、課税事業者（簡易課税事業者を含む）へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。（※4・5）

※2 制度開始後6年間は、免税事業者の発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（3ページ図）。

※3 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、税込1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる措置が設けられているため、これまでの取引と変わります。

※4 インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか（課税事業者等へ転換するかどうか）は事業者の任意です。

※5 インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始から3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられています。2割特例は確定申告時に選択することができます。当該事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、確定申告時に2割特例を選択することができます。

3. 取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討する場合は、制度開始後6年間は一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられていることを考慮し、一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りなど、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）等とならないように注意する必要があります。

公正取引委員会のホームページ



林野庁のインボイス制度相談窓口

林野庁企画課03-3502-8111
(内線6064) (受付時間) 9:30～17:00 (土日祝除く)

メールアドレス: syohizei_rinya@maff.go.jp

林野庁インボイスサイト: https://www.rinya.maff.go.jp/j/kitaku/kinyu/syohizei_invoice.html



雑記帳

令和4年の外国資本による森林買収についての林野庁の調査が公表された。居住地が海外にある外国人又は外国人と思われる者による森林買収の事例は合計14件、面積は41haで、北海道が9件37ha、神奈川県、新潟県、静岡県、京都府、奈良県が1件ずつであった。取得者の所在地は面積順に、シンガポール、米国、香港、英領バージン諸島、中国、フィリピン、アラブ首長国連邦、マカオとなる。利用目的は資産保有、ホテル又は住居の建設など。平成18年から令和4年の累計は320件、2,732haに上る。その他、国内の外資系企業と思われる者による森林取得の事例は20件、70haで、この事例の平成18年から令和4年の累計は302件、6,734haに上る。○我が国は日本企業の外国への投資を促進してきた。国をまたがる投資に関する国際的な取決めでは、双方の国が相手国の投資家及びその投資財産に対して、自国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与えることが基本となっている。内国民待遇という考え方である。しかし自国民に対しても他国民に対しても個人の土地所有権が弱い国がある一方、日本はそうではないので、相互主義の視点を求める声もある。事業を行う者が当該国の法律や規制を遵守し適正に土地を利用する限り感情的になる必要はないが、所有者が国外にいる土地が転売されると地権者の把握が難しくなるだろう。円安が大幅に進み投資環境は変わってきた。実態の把握がより重要になっている。